



こども家庭庁におけるコミュニティ関連施策について

中央教育審議会生涯学習分科会
第9回社会教育の在り方に関する特別部会

こども家庭庁成育局成育環境課長 安里賀奈子

こども基本法、こども大綱、こどもまんなか実行計画等の関係性について

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、**こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための、包括的な基本法。**
第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

5年に一回改定

こども基本法に基づき、
**政府全体の幅広いこども政策全体について、
今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、**各自治体にて策定。**

- 各法令等に基づくこどもに関する計画等を、**一体のものとして作成することができる**
- こども施策に全体として**横串を刺すこと**、住民にとって**分かりやすいもの**とすること等を期待

※市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画

（こども政策推進会議決定）

毎年改定

こども大綱に基づき、
具体的に取り組む施策を
とりまとめたもの。

『こどもまんなか実行計画2025』
は令和7年6月に決定。

こども
まんなか

みんなで地域で「育ち」を支援

はじめの100か月の育ちビジョン

(R5年12月閣議決定)

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**に大切にしたい考え方について、**社会全体の全ての人と共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ① こどもの**権利と尊厳**
 - ② **安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③ **切れ目なく**育ちを支える
 - ④ **保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤ こどもの育ちを支える**環境や社会の厚みを増す**



こどもの居場所づくりに関する指針

(R5年12月閣議決定)

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所と居場所づくりの違い（ギャップあり）
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ① 「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ② 「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③ 「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④ 「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

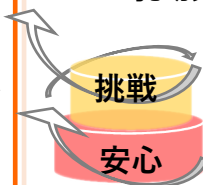
1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

令和7年度予算 36百万円 + 令和6年度補正予算額 1.4億円（36百万円）

事業の目的

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」**（妊娠期から小1まで）**から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「1. 『はじめての100か月の育ちビジョン』の普及啓発」「2. 『はじめての100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」「3. 『はじめての100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と相互の有機的な連携により、「はじめての100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を80%に増加させることを目指し（令和5年度現在：約46%）、**全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発

- ① 「はじめての100か月の育ちビジョン」の効果的な広報 【令和7年度当初予算】
本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「**はじめての100か月**」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。
- ② 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発コンテンツ作成 【令和6年度補正予算】
 - ✓ **こども・若者**（小中高生や大学生）向けに、乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらえるようなパンフレット・動画等を作成。
 - ✓ **企業向けに**、乳幼児の育ちや子育てへの支援・応援を促すパンフレット・動画等を作成。

みんな大切に
『はじめての100か月』

2. 「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成 【令和6年度補正予算】

本ビジョンを踏まえて、「はじめての100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、**乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。**

令和6年度までのモデル事例を踏まえ、自治体等においてコーディネーター研修をさらに充実させた形で実施するとともに、モデル事例の全国展開に向けた地方キャラバンの開催や事例集の周知などに取り組むことで、より多種多様な地域の実情に応じた実践事例の蓄積と横展開を図る。

3. 「はじめての100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究 【令和6年度補正予算】

「はじめての100か月」のこどもの育ちに関する科学的知見の充実・普及に向けて、「**こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない育ちの保障**」や「**乳幼児の保護者・養育者への支援・応援**」、「**地域社会と乳幼児の関わり**」等に関する調査研究を行う。

実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等10か所程度（475万円／1件） 3. 学術機関・民間企業等

「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成（概要）

事業の目的

昨今の少子化・核家族化や、地域のつながりの希薄化、子育て世帯の孤立化など、**こどもや子育てを取り巻く環境が大きく変化**する中で、「**はじめての100か月の育ちビジョン**」を踏まえ、特に「はじめての100か月」（こどもの妊娠期から幼児期まで）の重要な時期に、**妊婦や子育て家庭の孤立を防ぎ、こどもが多様な人や環境と関わる機会を提供するために**、「はじめての100か月」の子育て世帯（妊婦や乳幼児と保護者）を地域の人々や場につなげる役割を果たす存在が必要であることから、そのような役割を担う**地域コーディネーターを養成するモデル事業を行う**。

地域コーディネーターの役割

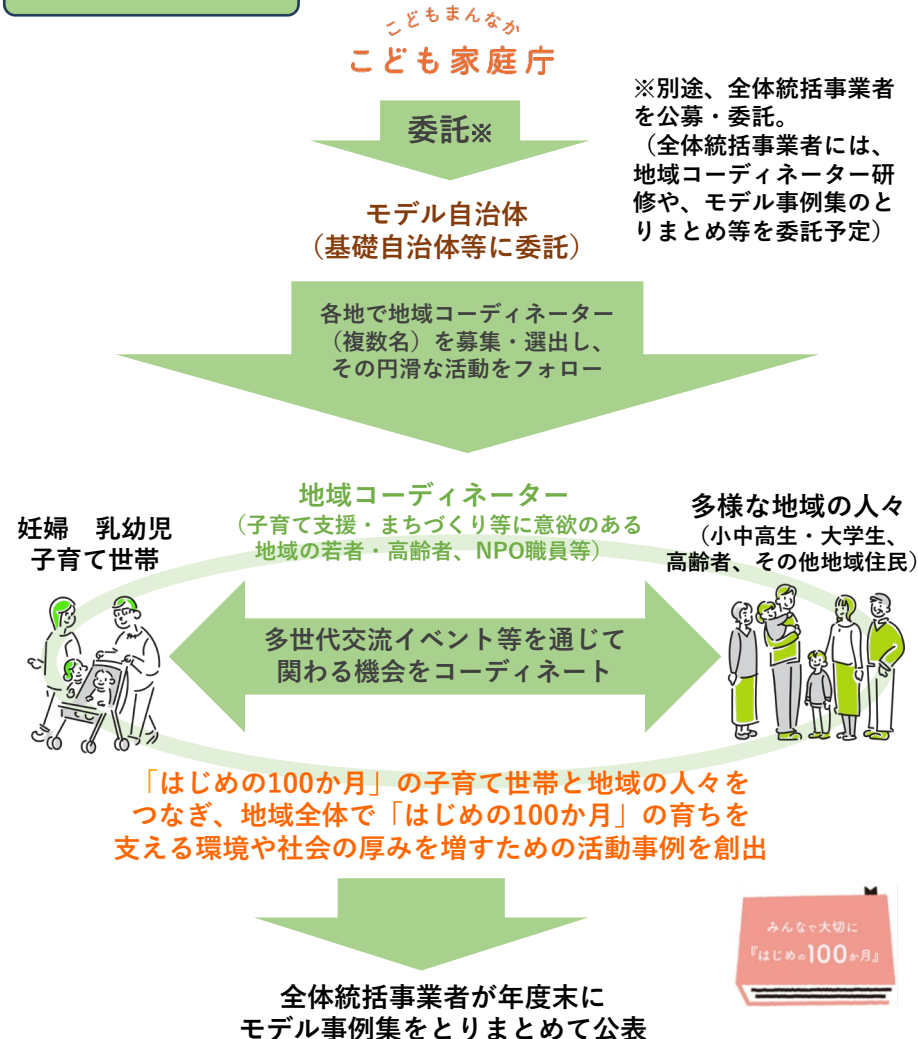
地域コーディネーターの役割は、これまで子育て支援等の活動に携わった経験があるかにかかわらず、**大学生やNPO職員、高齢者を含め、子育て支援・まちづくり等の活動に意欲を持つ多様な地域の人材が担う**ことが考えられる。

その上で、共通する役割としては、「はじめての100か月の育ちビジョン」（特にビジョン5：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す）を踏まえ、各地域において「**はじめての100か月**」の**子育て世帯と多様な地域の人々が関わる機会を創出するための中核を担う存在として、地域の関係者と連携し、様々な活動を推進**することが求められる。各地域の実情に応じて、例えば以下のように多様な実践の形があり得るが、これらの活動を積極的に企画・実施する主体者としての働きが求められる。

（具体的な活動例）子育て家庭を中心とした多世代交流の場となるイベントの開催、地域の関係団体と連携したプレパパ・プレママセミナーや子育てひろば・子育て講座の実施、小中高生や大学生の乳幼児触れ合い体験の実施など。

これらの活動の実施にあたっては、既存の子育て支援・まちづくり等の地域活動をベースとしつつ、**地域コーディネーターを中心に活用できる地域人材・資源を改めて掘り起こし**、どのようにすれば多様な地域住民と子育て世帯との関わりが増えるかを具体的に検討し、**様々なイベント等の企画を立案・実施し、その活動内容・実施効果を振り返り、検証**を行う。

事業のスキーム



▶地域コーディネーターの活動事例
など、詳細については、こちらを
ご覧ください。（こども家庭庁HP）



※令和6年度補正予算を活用し、公募により**全国10地域の地方自治体（基礎自治体を想定）等に委託。1団体あたり上限475万円（全額国負担）の委託費により実施予定。**

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、 地域の中でこどもが育つことが困難 になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、 こどもを取り巻く環境の厳しさ が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、 居場所への多様なニーズ が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、 国としても一定の考え方を示すことが求められている 。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「 こどもまんなか 」の居場所づくりを実現する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 - 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 - こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進める必要がある。
こどもの居場所づくり推進の視点	こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理  ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる ③「みかく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め 全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要 である。

こどもの居場所とは？



こども・若者本人が決めるもの

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。

居場所づくりとは？



- ✓ こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要
- ✓ こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、**こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要**

こどもの居場所づくりが求められる背景とは？

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、
こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化



地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ 複合化した喫緊の課題



児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化



価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、さまざまな地域で居場所づくりが実践されており、
国としても考え方を示す必要がある。

令和6年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

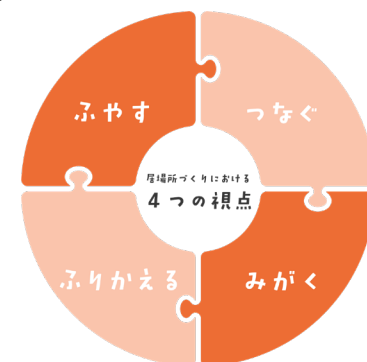
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,206千円
1 指定都市あたり	5,622千円
1 特別区・中核市あたり	3,543千円
1 市町村あたり	2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,552千円
1 指定都市あたり	4,134千円
1 特別区・中核市あたり	3,886千円
1 市町村あたり	2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



令和7年度当初予算 8. 8 億円（一）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1 実施主体あたり）

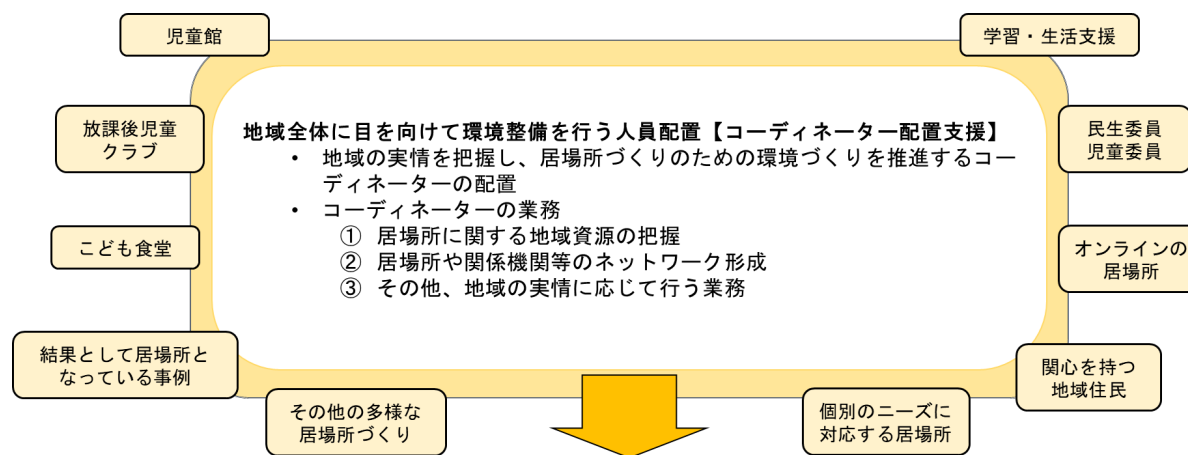
16,084千円（3 名以上配置の場合）

10,848千円（2 名配置の場合）

5,328千円（1 名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1 か所あたり）

50千円



居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所の種類（分類） -

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、1つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。
重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てることである。

ユニバーサル/ポピュレーション

対面（リアル）

仮想（オンライン）

ユニバーサル/ポピュレーション：全てのこども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ*

放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団

公園や校庭、プレーパークなどの外遊び

ユースセンター/青少年拠点 など

オンラインでの体験活動等

混在型：両者が混在している居場所

フリースペース こども食堂

校内カフェ 学習・生活支援の場 など

オンラインの居場所

ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つこども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所

放課後等デイサービス

若者シェルター 児童育成支援拠点事業

特定のニーズを抱えたこども・若者向け施設・場

↳ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など など

オンラインの居場所
（オンライン相談支援等）

ターゲット/ハイリスク

* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

こどもの居場所づくりの促進のための他領域との連携を踏まえた人材配置に関する調査研究（令和7年度）



人材配置の現状

地域の実情に沿ったこどもの居場所づくりを推進するための「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、「こどもの居場所づくりに関する指針※」（令和5年12月閣議決定）において重要な役割を果たす存在として言及されており、その配置の促進は加速化プランにも位置付けられ推進される重要施策であるが、各自治体における人材配置は進んでいない。

調査研究の目的

【こどもの居場所づくりコーディネーターの導入が進まないと考えられる理由】

- ・自治体において必要性が十分に理解されていない
- ・どのような人材を募集すればよいかわからない

【地域で活躍する多様なコーディネーター】

・こどもの居場所以外の他領域との連携も重要となることから、例えば、**社会教育主事や社会教育士**など、既に地域で活躍している他領域の人材の対応する領域を広げることで、居場所づくりも推進することができる可能性がある。



すでに地域社会で活動している多様なコーディネーター等の現状を踏まえ、こどもの居場所づくりの観点から地域社会で活躍する人材の配置を地域で促進し、幅広く活躍できる環境を整備するための方策について検討することを目的に、本調査を実施する。



調査の流れ

- ①現状把握
全国の基礎自治体を対象に定量調査
- ②事例調査
&
- ③他領域人材調査
定量調査から抽出した自治体を対象に定性調査

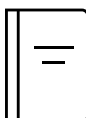
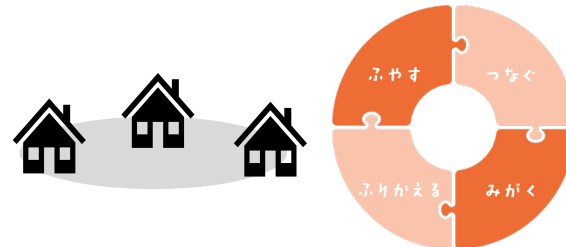
※こどもの居場所づくりに関する指針



コーディネーターの役割

地域全体を捉えながら

- (i) 地域の既存資源の把握やネットワーキング
- (ii) 利用ニーズの実態把握
- (iii) 新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等



分析の方向性

こどもの居場所づくりを促進する観点から地域で活動する人材（個人・団体の双方を想定）の配置状況等に関する実態を把握し、配置が進まない理由を明らかにする。また、他領域の人材との連携を視野に入れながら、効果的な人材配置のための具体的な方策を提示することを目指す。

こどもの居場所づくりを通じて 目指したい未来

こども・若者自身にとって、居場所づくりの取り組みが多種・多様に展開することはとても重要です。居場所を見つけることで、信頼できる他者と出会ったり、自分のペースでやりたいことに取り組む機会を持ったりすることが、将来への希望を持つことにつながります。

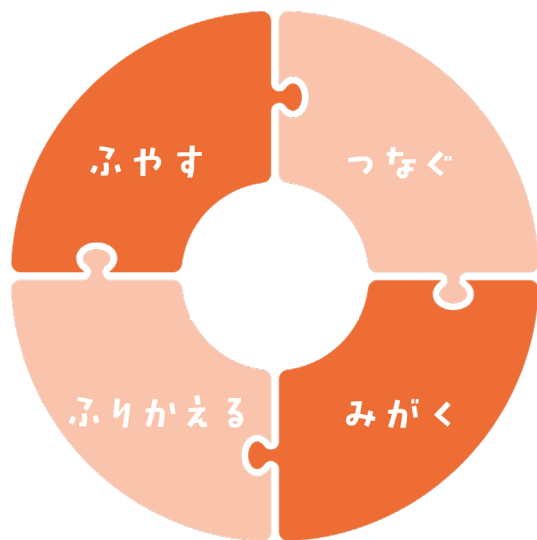
おとなや地域社会にとっても、居場所づくりの取り組みは重要です。居場所となった場を拠点としてこども・若者が地域における新たな交流の機会をつくっていく場合もあり、こども・若者とともにより良い地域づくりを推進することにつながります。



こどもと一緒に誰もが笑顔でいられる社会の実現へ

居場所の主人公はこども・若者自身です。しかし、おとなの存在も決して脇役にとどまるものではありません。こども・若者とともに、こども・若者を含めて、誰もが笑顔でいられる地域・まちをつくっていく取り組みが、居場所づくりなのです。

地域全体で取り組む



【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】を効果的に進めていくためには、地域全体で居場所づくりに取り組んでいくことが不可欠です。実践に関わる人など、一部の人だけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。多くの人に知ってもらい、応援してもらえるようになることが重要です。



ふやす

多くの人に関心を持つことで、取り組みを始め／続けやすくなります

つなぐ

話題にすることで、居場所づくりの情報は口コミで広がります

みがく

みんなで子ども・若者の声を聴くことが、居場所をみがきます

ふりかえる

改善点や、次の課題について、みんなで意見を出し合いましょう

「こどもの居場所づくり」に関する情報発信について(ホームページ)

こども家庭庁では、こども・若者全員が居場所を見つけることのできる社会の実現を目指し、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが全国で広まるように取り組んでいます。

2. こどもの居場所づくりに関する仲間の取組

以下にこどもの居場所づくりに取り組んでいた全国の事例をご紹介します。どんな居場所があったらいいか考えたいこども・若者の皆さんや、これから居場所づくりに取り組みたいという方等、皆さんの地域にどんな居場所が欲しいか考える際、ぜひこれらの取組をご参考ください。

- [こどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用していただいた事例\(令和7年3月21日現在\)\(PDF/4.8MB\)](#)
- [こどもまんなかアクションにご登録いただいている事例](#)
- こどもの居場所部会に関わっていただいている団体等の事例(準備中)

1. [こどもの居場所／こどもの居場所づくりって何？](#)

2. [こどもの居場所づくりに関する仲間の取組](#)

3. [「こどもの居場所づくりに関する指針」とは \(New\)](#)

4. [こどもの居場所づくり支援体制強化事業 \(NEW\) 【二次募集：能登地震被災地支援のみの募集】](#)

5. [こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業](#)

6. [災害時のこどもの居場所 \(New\)](#)

7. [小学生の朝の居場所づくり](#)

8. [関連資料](#)

9. [会議等](#)

10. [これまでの取組](#)

啓発動画、指針解説動画もあります



目次

はじめに【p. 4】

1. 解説書の目的
2. 解説書の読み方
3. 解説書各章の概要と想定される使い方

第1章 なぜ「こどもの居場所づくり」が重要なのか【p. 7】

1. 居場所によって、こども・若者の将来にわたる幸福の実現を目指す
2. 現代における居場所の重要性

第2章 こどもの居場所づくりとはどういう取組か【p. 13】

1. 居場所と居場所づくりのギャップを乗り越える
2. こどもの声を聴くということ～居たい・行きたい・やってみよう～
3. 地域全体で支える～ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる～

第3章 こどもの居場所づくりを進めるために具体的にできること【p. 23】

1. こども・若者にできること
2. 地域のおとなにできること
3. 居場所づくりの実践者にできること
4. 自治体職員にできること

第4章 未来へ向けた取組【p. 37】

1. 主体的に居場所・地域をつくる
2. 居場所づくりに取り組み続ける



New

「こどもまんなか応援サポーター」への参加ご案内（登録手続き等不要、自主参加の取組です）

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

- 1 こどもまんなかの趣旨に賛同する。
- 2 サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。
- 3 ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していきます。どんなこどものことも考えていきます。

SNS(X、Instagram、YouTube)で発信する際にぜひ、**#こどもまんなかやってみた**をつけて発信ください。こども家庭庁は「いいね」やホームページ・公式LINEでの事例紹介等でみなさまのアクションの見える化をサポートします。

応援サポーターのみなさまとはさまざまな連携を行っています。

◆「こどもまんなかマーク」を活用いただけます。
(詳細はHPへ)

◆好事例を、庁のホームページや公式LINEを活用してご紹介しています。

※こどもまんなかアクションに関するこども家庭庁ウェブサイトはこちら



◆こどもまんなか月間や夏休み期間にはサポーターと連携した取組も行っています。

例：VIVISTOP博多
こどもたちのプロジェクト「究極の映画館をつくろう」
庁職員が試写会・模擬記者会見に参加

こども
まんなか



- ◆ こどもまんなかアクション公式LINE
お友だち登録はこちらからお願いします！



#こどもまんなかやってみた で発信！

◆こども家庭庁公式 **note** はじめました。

「こどもの声を集めたい！」など、発信中。

<https://kodomo-gov.note.jp/>



こども家庭庁

こども家庭庁公式アカウントです。noteを通じて多くの皆さんにこども家庭庁の取組や職員の想いをお伝えできれば幸いです。

運用方針 <https://www.cfa.go.jp/social-media-policy/>

2 フォロー 319 フォロワー

... 設定



公式サイト

詳しい情報は公式サイトでご覧になれます。

採用ウェブサイト

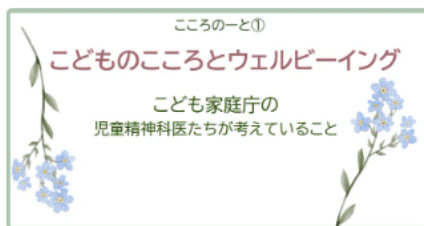
あなたの手で「こどもまんなか社会」の実現へ。私たちと一緒に働きませんか？

マガジン



こども家庭庁のアドバイザーをしている児童精神科医が、こどものこころとウェルビーイングについてお伝えする連載...

ホーム 記事 マガジン 月別



こころの一と@こども家庭庁、はじめました。

こども家庭庁 9日前



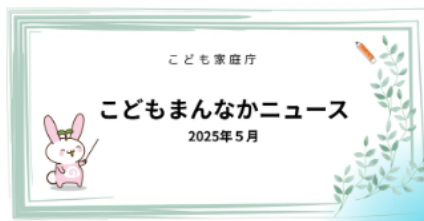
こどもまんなか応援サポーター活動レポート～インクルーシブな社会を目指す活動をご紹介します～

こども家庭庁 13日前



「こどもの声」を集めたい！「ぼんばー」の活動って？

こども家庭庁 2週間前



こどもまんなかニュース（2025年5月）

こども家庭庁 2週間前



こどもの悩みに寄り添える社会に向けて —こども家庭庁内横断的プロジェクトチームの取り組み—

こども家庭庁 6日前



ユース世代がこども家庭庁で発表・激論!? 「ユースのアクションサミット」とは？

こども家庭庁 1か月前

